

令和 2 年 度

国民健康保険事業計画

令和 2 年 7 月 2 日

日 野 市 市 民 部 保 険 年 金 課

運 営 方 針

国民健康保険制度は、昭和13年の制度創設以来、国民皆保険の最後の砦とも言えるものとして、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民皆保険を堅持していくにあたり、医療保険制度を取り巻く財政状況は、少子高齢化の進行等により、依然として厳しい状況が続くものと見込まれております。

その中で、国民健康保険制度についても、①加入者の年齢構成が高いこと②医療費水準が高いこと③加入者の所得水準が低く、国民健康保険税負担が重いことなどの構造的な問題を抱えていることから、厳しい財政状況にありました。

このような状況の下、国民健康保険制度創設以来の大改革が平成30年度に実施され、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担い、市区町村とともに国保事業を運営するようになって2年が経過しました。

この制度改革の大きな目的として、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字額の削減があり、日野市においても、平成30年度に今後10年間で赤字を解消するための国保財政健全化計画書を策定いたしました。

令和2年度は計画書に基づき、国民健康保険税率の改定を諮問させていただく予定です。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い社会情勢は大きく変化しておりますので、この影響は最大限考慮した上で、必ずしも計画書どおりに税率改定を実施していく訳ではないこともございます。

その一方、保険者として第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）に則り、保険者努力支援制度（インセンティブ補助金）の評価指標にもなっている特定健診・特定保健指導の推進、糖尿病性腎症重症化予防の取組、後発医薬品の使用促進等の事業展開を図り、医療費の適正化に向け取り組んでまいります。

重 点 施 策

1. 国民健康保険税率の改定

平成30年度及び令和元年度に策定した国保財政健全化計画書において、毎年東京都が示す標準保険税率を見据え、2年に1回の保険税率改定を行うこととあります。

被保険者に過度な負担を強いることのないよう、社会情勢等も考慮しながら、税率改定実施の場合は、次回第2回運営協議会において諮問させていただきます。

2. 医療費適正化事業

(1) 微量アルブミン尿検査の結果分析を実施

平成 29 年 2 月から開始した微量アルブミン尿検査事業について、約 3 年間の蓄積データを用いて、微量アルブミン尿検査受診者、治療開始者のその後の特定健診結果数値の分析などを実施します。

すぐに医療費が下がるなど結果が見える訳ではありませんが、長期に渡り分析を行うことにより、本検査実施前と比較して医療費適正化に繋がったことを実証していきたいと考えております。

なお、分析結果については、令和 2 年 12 月 15 日号広報でお知らせする予定です。

(2) 保険年金課へ保健師 1 名の配置

ともに保健事業を展開している健康課と保険年金課の業務内容等を見直した結果、令和 2 年 4 月より保険年金課へ保健師 1 名を配置し、ハイリスクアプローチを中心とした、さらなる医療費の適正化を目的に各事業を実施することとしました。なお、予算的には保健指導業務委託を保険年金課へ、健康講座委託料を健康課へ移管いたしました。

事業内容

1. 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

※詳細な内容等については、令和 2 年度第 2 回日野市国民健康保険運営協会においてご報告させていただきます。

ここでは、取組概要等のみ記させていただきます。

(1) 国民健康保険税の減免

対象者は、①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯。

申請受付期間は、令和 2 年 6 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

(2) 傷病手当金の支給

対象者は、日野市国民健康保険被保険者の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。

適用期間は、令和 2 年 1 月 1 日から 9 月 30 日以後の規則で定める日まで。

2. 第2期データヘルス計画に基づく保健事業の推進

※第2期日野市国民健康保険データヘルス計画を参照

(1) 特定健診受診率向上（p62～）

未受診者を年齢ごとに分類し、分類グループに応じた特定健診受診勧奨ハガキを作成し、送付します。また、自動音声による電話勧奨も実施し、受診率の向上を図ります。

その他、住所地特例により日野市以外の施設等で生活する方も特定健診が受診できるよう、特定健診助成制度をご案内します。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業と微量アルブミン尿検査の実施（p66～）

医療レセプトから糖尿病性腎症の少し進行した方を抽出し、保健指導等を行うことにより、重症化を予防します。また、前年度の特定健診結果から、一定の方を抽出して微量アルブミン尿検査を受診していただき、早期発見、早期治療につなげていきます。

3. 医療費適正化

(1) レセプト点検の充実強化

① 医科・歯科・調剤レセプトの内容点検の実施

令和2年度より、AI（人工知能）及びRPA（人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。）を導入した委託により内容点検を実施し、医療費の適正化及び財政効果額の改善を図ります。

② 柔道整復施術療養費レセプトの内容点検の委託

内容点検を委託にて実施し、医療費の適正化を図ります。

4. 適正な収入の確保

(1) 短期証の活用

保険証一斉更新時において、保険税の滞納が複数年にわたる世帯に対しては、短期被保険者証を交付します。来庁の機会等を活用して納税交渉につなげ、徴収率向上と短期証の解消に努めていきます。短期証の有効期限は6カ月とし、郵送交付とします。

(2) 徴収率の向上等による国保財政の適正化

① 口座振替の促進

口座振替のPRに努め、口座振替利用者を増やし、安定した収納を図ります。

「ペイジー口座振替受付サービス」や第1期の納期限の日に1年分を振替する「一括口座振替」のサービスを継続し、利用者の利便性向上に努めます。

②コンビニ収納の充実

当初納税通知書、再交付の納付書、督促状、口座振替不能通知はコンビニで納付ができます。コンビニ収納を継続し、今後も納税者の利便性を向上させることで、滞納の発生抑制を図ります。

③電話催告システムによる徴収業務の効率化

滞納システムの電話催告システムにより、現年度課税分の電話催告業務を効率的に行います。

④滞納整理の推進

高額療養費の申請時など、保険年金課と納税課との連携を図り、早期に納付に結び付けます。

機能分担型徴収体制を生かし、滞納事案数管理、早期の財産調査、生活状況調査を徹底し、市税等徴収員による電話催告・戸別訪問・ポスティング、分納管理システムによる分納履行管理を行い、納税資力を見極めながら積極的な滞納整理を行い、徴収率アップを図ります。

5. 被保険者へ的一部負担金減額・免除、保険税減免の周知・対応

被保険者からの相談に応じて、日野市国民健康保険一部負担金減免等取扱い要綱及び日野市国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、減額・免除・減免を行います。

また、東日本大震災をはじめとした災害により、被災した日野市国民健康保険被保険者に対する一部負担金の減額・免除、保険税の減免（徴収猶予）等を該当者に速やかにご案内し、適正に行っていきます。

6. 職員研修

要望、質問に丁寧、親切に答えられる知識と態度を身に付けられるよう、東京都や国民健康保険団体連合会が実施する専門研修等に積極的に参加します。

7. その他

（1）医療保険のオンライン資格確認について

- ◆医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することが、国民健康保険法等改正（2019年5月成立）で規定され、令和3年（2021年）3月に導入予定となっています。

※マイナンバーカードの IC チップの電子証明書を用いて行うため、マイナンバーは用いません。

- ◆患者は、被保険者証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診ができます。医療機関・薬局は、最新の資格情報をオンラインで確認できます。初診時の入力作業や資格過誤請求等が減少する見込みです。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進について

- ◆令和元年 5 月 22 日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」公布
- ◆令和 6 年度までに、高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな一体的な実施が求められています。
- ◆国民健康保険制度としては、一体的な実施に向け、KDB（国保データベース）システムを活用し、適切な医療情報を提供していきます。

(3) 第 2 期日野市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しについて

- ◆平成 30 年度～令和 5 年度までの 6 カ年計画で作成したデータヘルス計画について、令和 2 年度末までに中間見直しを実施します。また、見直した結果については、ホームページ等においてお知らせさせていただく予定です。

＝ 給 付 係 ＝

国保運営協議会	協議会の運営に関する庶務を担当
予算の見積書、決算の資料等の作成	新年度予算、補正予算の見積書の作成 決算資料の作成
各種統計・報告	月報・年報・統計資料の作成
国・都補助金等他	国庫補助金、都費補助金・交付金ほか、
診療報酬明細書の点検等医療費適正化事務	診療報酬支払の適正化を図るため、被保険者資格の有無、診療報酬明細書の内容について点検を行う。 点検等により被保険者の医療機関等窓口での一部負担金の額が1万円以上減額となった場合、負担の適正化を図られるよう被保険者に通知する。
広報活動	広報ひの制度、事業の紹介記事を掲載 ひのしの国保 新規加入時等に配布 チラシ 制度改正や事業の案内を窓口に置いて配布 ホームページ 制度、事業の紹介記事を掲載
保健事業	データヘルス計画に基づく保健事業の実施 被保険者への医療費通知の送付など
給付に関する事務	高額療養費の支給・高額医療費貸付け 出産育児一時金の支給・出産費貸付け・受取代理 葬祭費の支給 療養費（補装具含む）の支給 不当・不正利得返還請求 第三者行為損害賠償請求

＝ 納税課 管理係・納税係 ＝

収納事務	国民健康保険税の収納 滞納整理
その他	口座振替利用を促進し、徴収率向上を図る。

＝ 保 険 税 係 ＝

課 税 事 務	<p>① 現年度課税 当初課税納税通知書を7月に送付。納期は7月から翌年3月の9回。以後、資格取得、資格喪失及び所得更正のあったご世帯に、手続きのあった月末に計算し、新規又は更正の納税通知書を送付。</p> <p>② 過年度課税 過年度に遡及して資格取得、資格喪失及び所得更正のあったご世帯に、手続きのあった月末に計算し、新規又は更正の納税通知書を送付。</p>
所得未申告者対策	年2回、6月と12月に未申告者に対して申告書（市・都民税申告書含む）を送付し、所得把握に努める。
資格に関する事務	保険証、短期証、高齢受給者証の発行及び管理。
適用の適正化	転入・社保喪失による新規加入者の適用にあたり、家族構成や年収等の正確な把握に努める。所得に応じて一部負担金の負担割合が変更となる場合等、該当者に対し適切な情報提供をする。
退職者被保険者適用の適正化	一般被保険者が退職有資格者として判定された場合、届出勧奨を行う。同時に被扶養者の届出も勧奨する。届出がない者は職権による移行を行う。
国・都支出金	都支出金の申請、請求、交付事務

＝ 健康課・日野人健康係 ＝

保 健 事 業	特定健診やガン検診の実施
---------	--------------